

令和 9 年度岡山大学博士後期課程進学支援給付奨学金 【予約採用】募集要項（令和 7 年度募集）

1. 奨学金給付の目的

岡山大学は J-PEAKS 採択大学として、岡山大学大学院博士後期課程（4 年制博士課程含む）への進学を志す学生が、経済的な不安なく学ぶことができるよう、返還義務のない奨学金を給付します。

この制度は、深い専門知識や国際性、課題設定・解決能力などの汎用的能力を備え、社会の多様な場で活躍することが期待される高度専門人材を育成することを目的とします。

2. 応募資格

以下に掲げる①～④の条件をすべて満たす者であること。

- ① 日本国籍を有し、岡山大学に在籍していること
- ② 博士前期課程（修士課程も含む）1 年次生で、かつ、令和 9 年度に岡山大学の博士後期課程（4 年制博士課程も含む）への進学を予定している者であること
- ③ 令和 6 年分及び令和 7 年分の本人の収入金額（※）が 340 万円以下であること
（※）給与所得者の場合は給与収入金額、給与所得者以外（個人事業主等）の場合は、収入金額から必要経費を控除した所得金額とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は応募可
 - ・令和 6 年分の収入が企業等からの給与であり、当該企業等を退職又は休職等して大学院に入学したため、令和 7 年分の収入が 340 万円以下となる見込みの場合（後記 8（1）の（エ）参照）
 - ・令和 7 年分の収入が企業等からの給与であり、当該企業等を退職又は休職等して、令和 8 年分の収入が 340 万円以下となる見込みの場合（後記 8（2）の（ク）参照）
- ④ 令和 9 年度において日本学術振興会の特別研究員の採用者（採用予定者）でないこと

3. 給付額及び給付期間

博士後期課程又は 4 年制博士課程 1 年次から 3 年次までの 3 年間、各年年額 180 万円を支給する。（令和 9 年度から令和 11 年度まで）

（注 1）奨学金の給付を受けるためには、令和 9 年度奨学生採用候補者となった後、令和 8 年 11 月頃に後記 8（2）の申請書類を大学に提出すること。

（注 2）2 年目以降の給付を受けるに当たっては、毎年度、翌年度の継続給付に関する申請書を大学に提出すること。また、その際、前年の収入金額が 340 万円以下でなければならない。

（注 3）令和 9 年度における「OU-SPRING（岡山大学次世代研究者挑戦的研究プログラム）」の採用者については、上記に関わらず、その採用期間中における奨学金支給額は年額 60 万円とする。

4. 採用予定数

15名程度

5. 選考方法及び採否決定時期

(1) 令和9年度奨学生採用候補者の選考等について

学内選考委員会にて選考の上、令和8年1月頃に決定し、令和9年度奨学生採用候補者には内定の旨を通知する。

(2) 奨学生の選考等について

奨学金の支給決定に当たっては、令和8年11月頃に、後記8(2)の申請書類を大学に提出し、令和9年3月上旬に学内選考委員会を開催し決定の上、通知する。

6. 奨学金の給付時期及び方法

令和9年4月1日(10月入学者については、同年10月1日)現在、博士後期課程又は4年制博士課程に進学しており、かつ、休学していないことを確認した上で、令和9年5月末頃(10月入学者については同年11月末頃)(予定)に、1年分の奨学金を指定された本人名義の銀行口座に送金する。

なお、留学を事由とする休学の場合は、給付を認めることがある。

7. 奨学金の返還

本奨学金は、原則として返還を要さない。ただし、本奨学金給付の目的を鑑みて、本奨学金の給付を受けたにもかかわらず、博士後期課程(4年制博士課程含む)を修了できなかった場合は、将来にわたり任意の額(目安は1年間分の180万円)を岡山大学に寄付していただくこととする。なお、進学しなかった理由又は修了できなかった理由が学生本人の責に帰さない場合を除く。

8. 提出書類

(1) 令和9年度奨学生採用候補者の申請書類

以下の(ア)～(エ)の書類を提出すること。

(ア) 大学院奨学生採用候補者願書

※ 様式を両面印刷で作成し、裏面の署名捺印欄は自署(手書き)のこと。様式の改変は不可

(イ) 成績証明書

※ 大学発行のもの。最終学歴及び在籍課程における直近のもの両方、また、原則GPAが記載されたもの

(ウ) 本人の住民票又は住民票記載事項証明書

※ 国籍確認のため、いずれも本籍地表示（都道府県名のみで可）のあるもの、若しくはパスポートの写し（有効期限内のもの）

(エ) 所得・課税証明書又は市県民税（所得・課税）証明書（令和 6 年分）

令和 6 年分の本人の所得（前期 2. ③（※）参照）が 340 万円を超えているが、前記 2. ③（※）の但し書きに該当する者が申請する場合には、別途「収入に関する誓約書」を提出すること。

(2) 令和 8 年 11 月に提出する申請書類

以下の（オ）～（ク）の書類を提出すること。

(オ) 大学院奨学生願書

※ 様式を両面印刷で作成し、裏面の署名捺印欄は自署（手書き）のこと。様式の改変は不可

(カ) 成績証明書

※ 大学発行のもの。最終学歴及び在籍課程における直近のもの両方、また、原則 GPA が記載されたもの

(キ) 振込口座指定書

※様式を印刷し作成。様式の改変は不可。

(ク) 所得・課税証明書又は市県民税（所得・課税）証明書（令和 7 年分）

令和 7 年分の本人の所得（前期 2. ③（※）参照）が 340 万円を超えているが、前記 2. ③（※）の但し書きに該当する者が申請する場合には、別途「収入に関する誓約書」を提出すること。

9. 提出期限

(1) 令和 9 年度奨学生採用候補者の申請書類

令和 7 年 11 月 25 日（火）17 時 00 分

(2) 令和 8 年 11 月に提出する申請書類

令和 8 年 11 月頃（予定）

※令和 9 年度奨学生採用候補者として内定を受けた者に対し、令和 8 年 10 月頃に別途通知する。

10. 提出先・問い合わせ窓口

岡山大学学務部学生支援課（一般教育棟 A 棟 2 階 6 B 窓口）

086-251-7178